

(新)

(旧)

電子納品に関する手引き

電子納品に関する手引き

令和 7 年 5 月

沖縄県 土木建築部

令和 2 年 6 月

沖縄県 土木建築部

1 電子納品に関する手引きの取扱い目的

1-1 目的

電子納品に関する手引き(以下、本手引き)は、沖縄県土木建築部が令和7年5月以降に実施する業務・工事における電子納品に対応するために、発注者及び受注者に向けて作成したものである。

沖縄県土木建築部の電子納品の運用は、国土交通省の定めた各種電子納品要領等(以下、「要領」)を準用し実施しているが、本手引きは、一部要領等に依らない沖縄県独自の運用についてまとめたものである。

本手引きは、沖縄県独自運用の変更・追加等にあわせて適宜、改定していくものである。

1 電子納品に関する手引きの取扱い目的

1-1 目的

電子納品に関する手引き(以下、本手引き)は、沖縄県土木建築部が平成30年4月以降に実施する業務・工事における電子納品に対応するために、発注者及び受注者に向けて作成したものである。

沖縄県土木建築部の電子納品の運用は、国土交通省の定めた各種電子納品要領等(以下、「要領」)を準用し実施しているが、本手引きは、一部要領等に依らない沖縄県独自の運用についてまとめたものである。

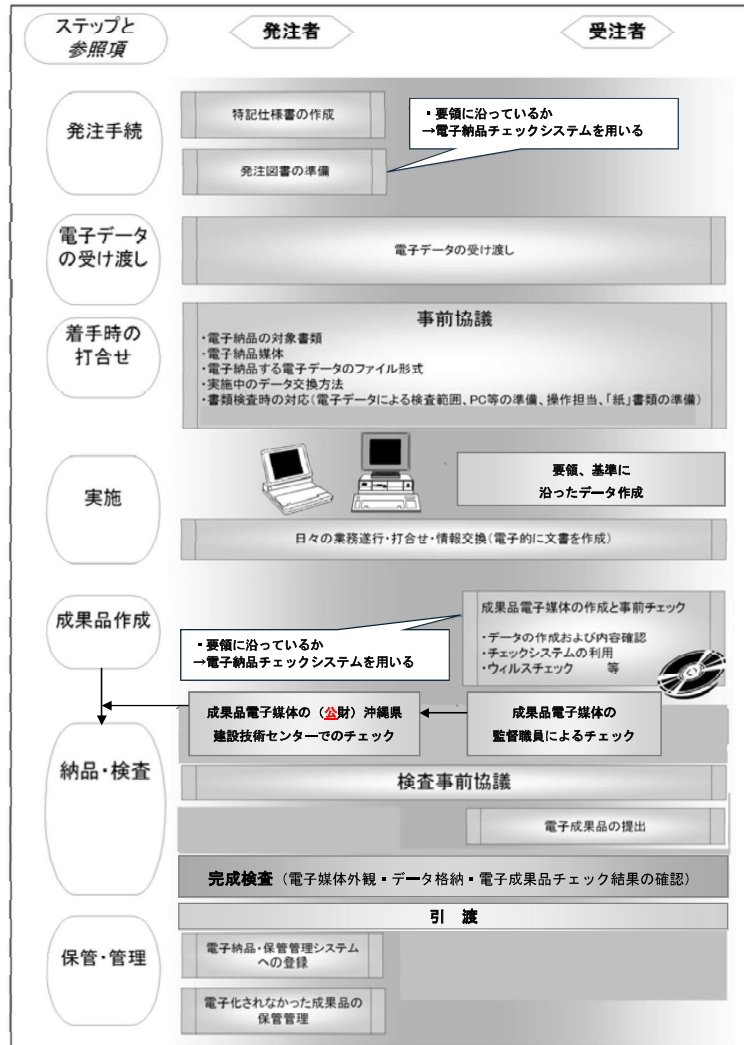
本手引きは、沖縄県独自運用の変更・追加等にあわせて適宜、改定していくものである。

(新)

電子納品に関する手引き(案)

1-2 標準的な電子納品の流れ

図 1-1 電子納品全体の流れ

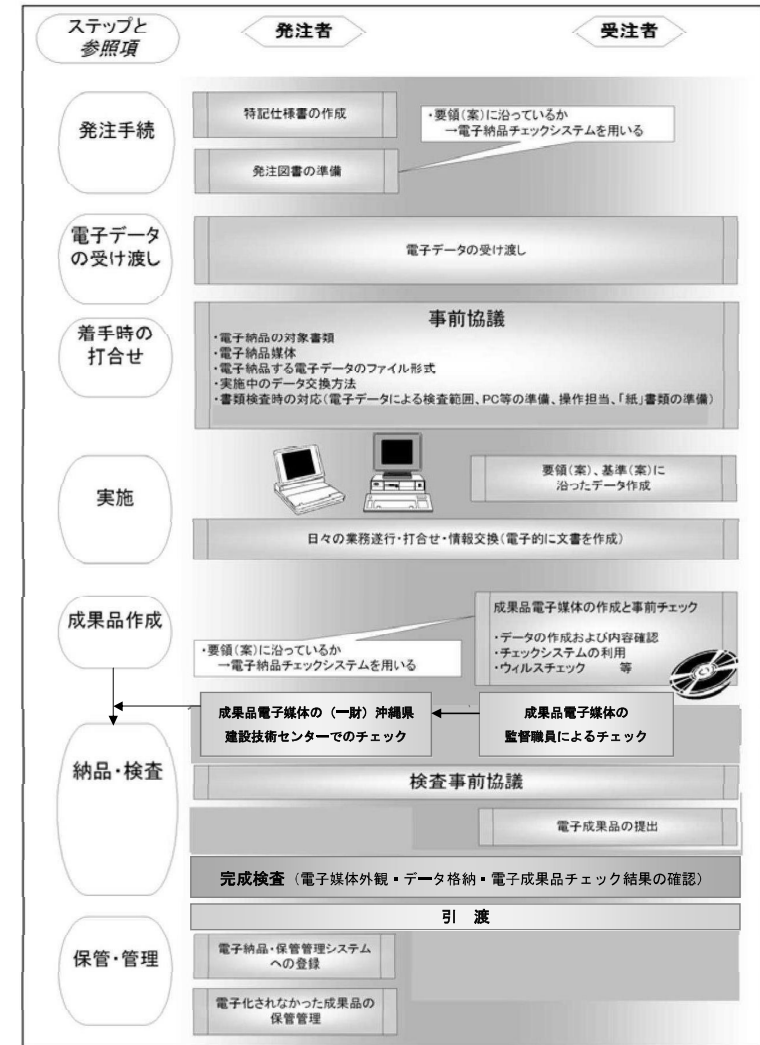


(旧)

電子納品に関する手引き

1-2 標準的な電子納品の流れ

図 1-1 電子納品全体の流れ



2 業務成果（工事完成図書）の電子納品に関する事項

2-1 電子納品の実施にあたっての留意事項

2-1-1 特記仕様書への記載方法

特記仕様書記載例

第〇〇条（電子納品）

本業務（工事）は、電子納品対象業務（工事）とする。

電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。

ここでいう電子データとは、各種電子納品要領等（以下、「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

第〇〇条（業務成果品（工事完成図書）の提出）

（公財）沖縄県建設技術センター運用の場合に追加記述する

業務成果品（工事完成図書）は、「要領」に基づいた電子データとなっているか（公財）沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「確認証」の発行を受けること。

業務成果品（工事完成図書）は、電子媒体（CD-R等）で（正）1部提出すること。

「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定すること。

なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上決定すること。

2 業務成果（工事完成図書）の電子納品に関する事項

2-1 電子納品の実施にあたっての留意事項

2-1-1 特記仕様書への記載方法

特記仕様書記載例

第〇〇条（電子納品）

本業務（工事）は、電子納品対象業務（工事）とする。

電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。

ここでいう電子データとは、各種電子納品要領等（以下、「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。

第〇〇条（業務成果品（工事完成図書）の提出）

（一財）沖縄県建設技術センター運用の場合に追加記述する

業務成果品（工事完成図書）は、「要領」に基づいた電子データとなっているか（一財）沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「確認証」の発行を受けること。

業務成果品（工事完成図書）は、電子媒体（CD-R等）で（正）1部提出すること。

「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定すること。

なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上決定すること。

2-2 電子成果品の作成（沖縄県独自運用）

2-2-1 図面ファイル

- (1) 発注図専用レイヤ 発注者が発注範囲等を明示する発注図専用レイヤを設ける。レイヤ名は、C－SPCとする。請負者は完成図面の作成にあたって、C－SPCレイヤから完成図面の作成に必要な情報をCAD製図基準に基づき該当するレイヤに振り分けた後、C－SPCレイヤを削除する。
- (2) 線の太さ
線の太さの許容値は、 $\pm 0.01\text{mm}$ とする。
- (3) 緑色
緑色の許容値は、RGB の $\pm 5\%$ とする。
- (4) 完成図
ファイル形式は P21 形式とする。

1) 完成図の確認

電子納品する完成図はOCF検定認証ビューアソフト及びCADソフトにて正常に閲覧・印刷ができることを確認する。

2) CAD製図基準に準拠していない完成図(P21形式)の格納場所

CAD製図基準に準拠していない完成図の格納場所は「DRAWINGF/OTHERS」とする。管理ファイルには、オリジナルファイルに関する情報を記述する。



2-2-2 写真ファイル

写真管理項目

- 1) 着手前、完成後の写真の管理項目（写真情報 代表写真）には、「1」を記入する。
- 2) 提出頻度に基づく写真以外についても、工種、種別、細別の記入を行うこと。

2-2 電子成果品の作成（沖縄県独自運用）

2-2-1 図面ファイル

- (1) 発注図専用レイヤ 発注者が発注範囲等を明示する発注図専用レイヤを設ける。レイヤ名は、C－SPCとする。請負者は完成図面の作成にあたって、C－SPCレイヤから完成図面の作成に必要な情報をCAD製図基準に基づき該当するレイヤに振り分けた後、C－SPCレイヤを削除する。
- (2) 線の太さ
線の太さの許容値は、 $\pm 0.01\text{mm}$ とする。
- (3) 緑色
緑色の許容値は、RGB の $\pm 5\%$ とする。
- (4) 完成図
ファイル形式は P21 形式とする。

(6) 完成図の確認

電子納品する完成図はOCF検定認証ビューアソフト及びCADソフトにて正常に閲覧・印刷ができることを確認する。

(7) CAD製図基準に準拠していない完成図(P21形式)の格納場所

CAD製図基準に準拠していない完成図の格納場所は「DRAWINGF/OTHERS」とする。管理ファイルには、オリジナルファイルに関する情報を記述する。



2-2-2 写真ファイル

写真管理項目

- 1) 着手前、完成後の写真の管理項目（写真情報 代表写真）には、「1」を記入する。
- 2) 提出頻度に基づく写真以外についても、工種、種別、細別の記入を行うこと。

また、監督職員は、電子成果品が各電子納品要領・基準、電子納品に関する手引き（沖縄県土木建築部）に適合していることを、国土交通省が公開している最新の「電子納品チェックシステム」、または、「建設技術センター」が公開している「電子納品チェックソフト」※等により、画面を用いて確認する。

「電子納品チェックシステム」等のチェック結果の画面を用いた確認事項を次に示す。

ア)フォルダ構成（画面上での確認）

イ)工事管理ファイルについて、工事件名等の工事の基本的な情報の確認

ウ)電子成果品のファイル数量の確認

エ)受注者のチェック結果との照合 <https://www.okinawa-ctc.or.jp/denshi/>

5)確認後の対応

①上記1)～4)の確認後、修正の必要がない場合は以上により、電子成果品の納品、確認が完了。

②修正が必要な場合は、受注者は修正後の「電子媒体」、「電子納品チェックシステム」等の②チェック結果及び「電子媒体納品書」を監督職員に再度納品し、監督職員は上記1)～4)の確認を行う。

③監督職員のチェック結果を印刷し、受注者から納品された「電子成果品」、「電子媒体納品書」、受注者のチェック結果とともに検査会場に準備する。

2-2-6 完成検査

(1)電子媒体の外観確認

検査職員は、電子媒体に破損がないこと、ラベルが正しく作成されているかを確認する。

(2)電子成果品のチェック

1)検査職員は、電子成果品として求める電子データが電子媒体に格納されているか、電子納品閲覧ソフトを用いて確認する（パソコンの画面上での確認）。

2)検査職員は、受注者、監督職員が実施した「電子納品チェックシステム」等によるチェック結果、「電子媒体」、「電子媒体納品書」を確認する。

また、監督職員は、電子成果品が各電子納品要領・基準、電子納品に関する手引き（沖縄県土木建築部）に適合していることを、国土交通省が公開している最新の「電子納品チェックシステム」、または、「建設技術センター」が公開している「電子納品チェックソフト」※等により、画面を用いて確認する。

「電子納品チェックシステム」等のチェック結果の画面を用いた確認事項を次に示す。

ア)フォルダ構成（画面上での確認）

イ)工事管理ファイルについて、工事件名等の工事の基本的な情報の確認

ウ)電子成果品のファイル数量の確認

エ)受注者のチェック結果との照合

※ http://www.okinawa-tc.or.jp/denshi/denshinouhin_checksoft/

5)確認後の対応

①上記1)～4)の確認後、修正の必要がない場合は、監督職員は「電子媒体」に署名する。

（以上により、電子成果品の納品、確認が完了。）

②修正が必要な場合は、受注者は修正後の「電子媒体」、「電子納品チェックシステム」等の②チェック結果及び「電子媒体納品書」を監督職員に再度納品し、監督職員は上記1)～4)の確認を行う。

③監督職員のチェック結果を印刷し、受注者から納品された「電子成果品（署名入り）」、「電子媒体納品書」、受注者のチェック結果とともに検査会場に準備する。

2-2-6 完成検査

(1)電子媒体の外観確認

検査職員は、電子媒体に破損がないこと、ラベルが正しく作成されているか及び監督職員/受注者の署名があるかを確認する。

(2)電子成果品のチェック

1)検査職員は、電子成果品として求める電子データが電子媒体に格納されているか、電子納品閲覧ソフトを用いて確認する（パソコンの画面上での確認）。

2)検査職員は、受注者、監督職員が実施した「電子納品チェックシステム」等によるチェック結果、「電子媒体（署名入り）」、「電子媒体納品書」を確認する。

(新)

5	業務	管理ファイルの項目においてデータ値が小さため要領通りだと『0』になってしまう場合について	実数値で記入する。	測量情報管理項目の面積についての運用である。
6	全般	事前協議チェックシートの格納について	協議の結果を記載した事前協議チェックシートのデータを、工事は「MEET/ORG」フォルダ、業務は「REPORT」フォルダに格納する。格納にあたっては、フォルダ内で末尾に来るようファイル名を付す。	事前協議の確実な実施及び協議内容を把握しやすくするための運用である。 納品前協議簿については、協議した場合は納品する。
7	工事	フォルダ構成	電子媒体は1枚にまとめる	作成ソフトにより電子媒体が複数枚にわたる場合はこれを妨げないこととする。
8	工事	台帳(REGISTER)フォルダ	台帳(REGISTER)フォルダには、原則、国土交通省版の要領等に記載された台帳等のオリジナルデータは格納しない。 ただし、工事の特記仕様書等に台帳の電子納品の記載がある場合のみ、オリジナルデータを格納する。	沖縄県土木建築部独自運用では、格納する台帳オリジナルデータについては規定なしとする。 各工事において特別な理由があり、「REGISTER」フォルダにオリジナルデータの格納が必要な場合は、発注者にて特記仕様書等にてその内容等を記載する。 ・事前協議、納品前協議時に、「REGISTER」フォルダへ格納するオリジナルデータの有無と、有の場合は、その内容とデータ形式等について、受発注者で確認する。
9	全般	監督員・受注者等の署名について	監督員・受注者等の署名の記載を削除する。	建築設計業務等電子納品要領（R3）及び営繕工事電子納品要領（R3）に記載内容を合わせる。

(旧)

5	業務	管理ファイルの項目においてデータ値が小さため要領通りだと『0』になってしまう場合	実数値で記入する。	測量情報管理項目の面積についての運用である。
6	全般	事前協議チェックシートの格納について	協議の結果を記載した事前協議チェックシートのデータを、工事は「MEET/ORG」フォルダ、業務は「REPORT」フォルダに格納する。格納にあたっては、フォルダ内で末尾に来るようファイル名を付す。	事前協議の確実な実施及び協議内容を把握しやすくするための運用である。 納品前協議簿については、協議した場合は納品する。
7	工事	フォルダ構成	電子媒体は1枚にまとめる	作成ソフトにより電子媒体が複数枚にわたる場合はこれを妨げないこととする。
8	工事	台帳(REGISTER)フォルダ	台帳(REGISTER)フォルダには、原則、国土交通省版の要領等に記載された台帳等のオリジナルデータは格納しない。 ただし、工事の特記仕様書等に台帳の電子納品の記載がある場合のみ、オリジナルデータを格納する。	沖縄県土木建築部独自運用では、格納する台帳オリジナルデータについては規定なしとする。 各工事において特別な理由があり、「REGISTER」フォルダにオリジナルデータの格納が必要な場合は、発注者にて特記仕様書等にてその内容等を記載する。 ・事前協議、納品前協議時に、「REGISTER」フォルダへ格納するオリジナルデータの有無と、有の場合は、その内容とデータ形式等について、受発注者で確認する。

(新)

5		発注図専用レイヤについて	発注者が発注範囲等を明示する発注図専用レイヤ（C－SPC）を設ける。	請負者は完成図面作成にあたって、C－SPCレイヤから完成図面の作成に必要な情報をCAD製図基準（案）に基づき該当するレイヤに振り分けた後、C－SPCレイヤを削除する。
6		H T X T（旗上げ）レイヤについて	受発注者協議により、旗上げ以外の文字等をH T X T（旗揚げ）レイヤに記入しても良い。	BGDやBMKに文字を記載する場合等の運用。
7		各種（道路・河川・下水道管渠）台帳のCAD基準について	国土交通省CAD製図基準にない、各種（道路・河川・下水道管渠）台帳に関する独自運用を制定。 工種は以下の通りとする。 道路台帳(401) 河川台帳(410) 下水道管渠台帳(420)	- 道路台帳CAD図面を作成する際のCAD製図基準(案)についての運用事項 (https://www.okinawa-ctc.or.jp/denshi/) - 河川台帳CAD図面を作成する際のCAD製図基準(案)についての運用事項 - 下水道管渠台帳電子納品要領(案)

(旧)

5		発注図専用レイヤについて	発注者が発注範囲等を明示する発注図専用レイヤ（C－SPC）を設ける。	請負者は完成図面作成にあたって、C－SPCレイヤから完成図面の作成に必要な情報をCAD製図基準に基づき該当するレイヤに振り分けた後、C－SPCレイヤを削除する。
6		H T X T（旗上げ）レイヤについて	受発注者協議により、旗上げ以外の文字等をH T X T（旗揚げ）レイヤに記入しても良い。	BGDやBMKに文字を記載する場合等の運用。
7		各種（道路・河川・下水道管渠）台帳のCAD基準について	国土交通省CAD製図基準にない、各種（道路・河川・下水道管渠）台帳に関する独自運用を制定。 工種は以下の通りとする。 道路台帳(401) 河川台帳(410) 下水道管渠台帳(420)	- 道路台帳CAD図面を作成する際のCAD製図基準についての運用事項 (http://www.okinawa-ctc.or.jp/denshi/down/%FF%BD%8Ccad/) - 河川台帳CAD図面を作成する際のCAD製図基準についての運用事項 - 下水道管渠台帳電子納品要領(案)